

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書		連 結 事 業 年 度	結 業 年 度	法人名				
試験研究費の総額に係る税額控除	試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(三)付表二「1」の合計)	1		円	当期税額基準額残額 (8) - (9)	15	円	
	平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)「5」の合計)	2			当期税額控除可能額 (14)と(15)のうち少ない金額)	16		
	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(2)}$	3			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「20の②」)	17		
	係る連結税額控除割合 試験研究費の総額に	(3) ≥ 10% の場合	4	0.1		当期分の特別控除額 (16) - (17)	18	
		(3) < 10% の場合 $(3) \times 0.2 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	5			差引当期税額基準額残額 $(8) \text{ 又は } \left[ (7) \times \frac{30}{100} \right] - (9) - (16)$	19	
	税額控除限度額 (1) × (4) 又は (1) × (5)	6		円	連結繰越税額控除限度超過額 (別表六の二(三)付表一「6の計」 (総額+特別))	20		
	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	7			平成21年度分連結繰越税額控除限度超過額 (別表六の二(三)付表一「9の計」 (総額+特別))	21		
	当期税額基準額 $(7) \times \frac{20 \text{ 又は } 30}{100}$	8			平成22年度分連結繰越税額控除限度超過額 (別表六の二(三)付表一「12の計」 (総額+特別))	22		
	当期税額控除可能額 (6)と(8)のうち少ない金額)	9			計 (20) + (21) + (22)	23		
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「19の②」)	10			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19)と(23)のうち少ない金額 (1) ≤ (別表六の二(三)付表一「3」、「4」又は「5」の場合は0)	24		
	当期分の特別控除額 (9) - (10)	11			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「17の②」 +「18の②」)	25		
	特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)「7の計」の合計)	12			当期繰越税額控除額 (24) - (25)	26		
	特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100} - ((4) \text{ 又は } (5))$	13			法人税額の特別控除額 (11) + (18) + (26)	27		
	特別研究税額控除限度額 (12) × (13)	14		円				

## 別表六の二（三）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項、第2項又は第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同法第68条の9の2第1項又は第2項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みません。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「当期税額基準額  
 $(7) \times \frac{20 \text{又は} 30}{100}$ 」<sup>8</sup> の欄は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。）が平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各連結事業年度については「20又は」を消し、

連結親法人事業年度が平成24年4月1日以後に開始する各連結事業年度については「又は30」を消します。

3 「差引当期税額基準額残額  
 $(8) \text{又は} \left[ (7) \times \frac{30}{100} \right] - (9) - (16)$ 」<sup>19</sup> の欄は、連結親法人事業年度が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各連結事業年度において措置法第68条の9の2第8項第1号に規定する平成21年度分連結繰越税額控除限度超過額又は同項第2号に規定する平成22年度分連結繰越税額控除限度超過額がある場合には「(8)又は」を消し、その他の場合には「又は $\left[ (7) \times \frac{30}{100} \right]$ 」を消します。